

～ 人と自然を思いやるまち ～

第2次御前崎市環境基本計画

後期計画

第2次御前崎市環境基本計画
御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画
御前崎市食品ロス削減推進計画



令和8年3月
御前崎市

目 次

●第1章 計画の基本的事項	1
第1節 御前崎市の動向	1
第2節 計画見直しの背景	3
第3節 第2次計画の中間評価	6
第4節 計画の基本的事項	8
第5節 計画の進め方	11
●第2章 計画の目標	13
第1節 基本理念	13
第2節 望ましい環境像	13
第3節 環境目標	14
●第3章 主体別の取り組み	15
取り組みの方向1 きれいな海と川を守る	16
取り組みの方向2 緑豊かな森林と農地を守る	18
取り組みの方向3 多様な生きものと共生する	20
取り組みの方向4 快適な環境をつくる	22
取り組みの方向5 空気や水をきれいにする	24
取り組みの方向6 ごみの減量とリサイクルを進める	26
(第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・御前崎市食品ロス削減推進計画)	
取り組みの方向7 地球温暖化を止める	30
(地球温暖化対策対策実行計画(区域施策編))	
取り組みの方向8 環境を知る・学ぶ・活動する	37
●第4章 第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・食品ロス削減推進計画	39
第1節 計画の概要	39
第2節 ごみ処理基本計画	40
第3節 生活廃水処理基本計画	45
●資料編	48
資料1 御前崎市の環境の現状	48
資料2 地球温暖化関連資料	64
資料3 策定の経緯	71
資料4 委員名簿	71
資料5 御前崎市環境基本条例	72
資料6 用語解説	75

※各ページの下、資料編に用語解説がありますので参考にしてください。

第1章 計画の基本的事項

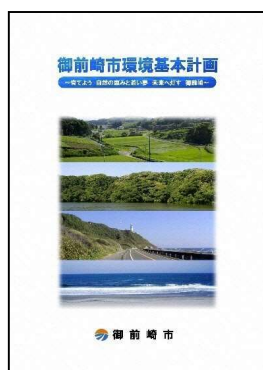
第1節 御前崎市の動向

1-1 深刻化する環境問題の解決に向けて

御前崎市（以下、本市という。）は、北側に広がる牧之原台地の丘陵地帯、南側には御前埼灯台が立つ岬や遠州灘の砂丘など、豊かな自然に囲まれた地域です。この自然の恵みの中で、地域独自の文化を大切に守り育ててきました。しかし、最近では社会や経済の発展、都市化、暮らし方の変化などにより、生活排水による水の汚れや車の排気ガスによる空気の汚染、身近な自然の減少といった問題が目立つようになってきました。便利な生活になる一方で環境への負担が大きくなり、地球全体の生態系にも影響を与えています。特に猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因とされる自然災害が増えており、社会や経済にも深刻な影響を及ぼしています。

この豊かな自然の中で快適に暮らし続けるためには、自然とともに生きる姿勢が大切です。自分たちの暮らし方や社会のあり方を見直し、環境への負担を減らす「持続可能な社会」を築いていく必要があります。

1-2 本市の環境行政の動向



●御前崎市環境基本条例の制定と御前崎市環境基本計画の策定

本市では、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、2006（平成18）年12月に「御前崎市環境基本条例」を制定し、2007（平成19）年4月1日に施行しました。本条例では基本理念のほか、市・市民・事業者・滞在者等の責務、施策の基本方針、基本的な施策、環境保全対策審議会などについて規定しています。

また、同条例の第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010（平成22）年3月に「御前崎市環境基本計画」（以下、第1次計画という。）を策定しました。

●御前崎市エネルギービジョンなどの策定

本市は、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止に寄与するため、「エネルギーのまち」として、自然特性を活かした再生可能エネルギー¹の導入を推進しています。2018（平成30）年3月には「御前崎市エネルギービジョン」、2022（令和4）年3月には「御前崎市エネルギービジョン中長期計画」を策定し、公共施設のZEB²化や電力のスマート利用システムの構築など、平常時の省エネと緊急時の電源確保に向けた具体的な取り組みが進められています。

一方で、再生可能エネルギー発電事業と良好な景観や自然環境との調和を図るため、「御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を適正に運用しています。

1 再生可能エネルギー：自然の力を利用して、くり返し使えるエネルギーのこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

2 ZEB（Net Zero Energy Building）：外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルのこと。

●第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を2019（平成31）年3月に策定しました。この計画では、2028（令和10）年度までの1人1日当たりのごみ排出量の削減、生活雑排水処理率の向上を目指し、ごみ排出適正化の強化、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の徹底、事業系ごみの排出抑制、合併処理浄化槽³の設置促進などの施策を推進していくこととしています。

●第2次御前崎市環境基本計画の策定

2020（令和2）年3月に「第2次御前崎市環境基本計画」（以下、第2次計画という。）を策定しました。第2次計画では、第5章に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を盛り込むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の目標も加味しながら、目指す環境像「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」の実現に向けた計画となっています。

●ゼロカーボンシティ宣言

本市は、2021（令和3）年2月15日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。具体的には、循環型社会形成のための3R⁴推進、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、森林や公園・緑地の適正管理、環境負荷の少ない交通の普及を推進します。さらに、2024（令和6）年度には、環境省の補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」に採択され、「御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想」を策定しました。

●ポータルサイト「エネ Smile タウン」の開設とGX推進課の誕生

本市ではエネルギーのまちポータルサイト「エネ Smile タウン」を2024（令和6）年2月に開設し、エネルギーに関する情報を発信しています。また、2025（令和7）年度には庁内に「GX⁵推進課」が誕生し、ゼロカーボンシティの実現に向けた戦略的な施策展開、市民や事業者が地球温暖化対策に取り組みやすい環境づくり、地域特性を活かしたエネルギーの活用などを進めています。

3 合併処理浄化槽：風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

4 3R：リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの言葉の頭文字をとったもの。

5 GX（Green Transformation）：化石燃料への依存から脱却し、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへの変革していくこと。

第2節 計画見直しの背景

2-1 持続可能な社会

●SDGs の世界的な広がり

2015（平成 27）年 9 月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の目標として採択され、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として 17 の目標が設定され、水、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。近年、この SDGs を目指した取り組みが世界的な広がりをみせています。



SDGs の 17 の目標

【資料：国際連合広報センター】

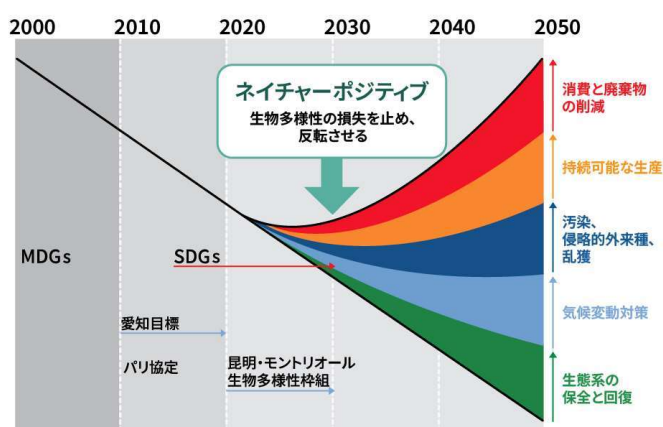
●最上位の目標であるウェルビーイング（高い生活の質）の向上

政府は 2024（令和 6）年 5 月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング（高い生活の質）」⁶ が実現できる循環共生型社会の構築を掲げました。気候変動や生物多様性の損失、環境汚染など「3 つの地球環境危機」に対応しつつ、環境・経済・社会を統合的に変革し、持続可能な生産消費や地域循環共生圏⁷の形成を目指しています。

2-2 自然共生社会

自然共生社会の実現に向け、2022（令和 4）年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組には、2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという「ネイチャーポジティブ（自然再興）」⁸ の概念が盛り込まれるとともに、2030（令和 12）年までに陸域・海域の 30%以上を保全する目標が「30by30」として具体化されています。

これらの国際的な動向を踏まえ、日本では 2023（令和 5）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。さらに、「30by30」の目標達成に向けて、保護地域外で生物多様性保全に貢献する地域（OECM）を増やすため、2025（令和 7）年 4 月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく「自然共生サイト」の認定が開始されています。



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：国際連合広報センター】

⁶ **ウェルビーイング（高い生活の質）**：経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

⁷ **地域循環共生圏**：地域の資源を上手に使いながら、地域同士も助け合って、環境にも暮らしにもよい地域をつくる考え方。

⁸ **ネイチャーポジティブ**：これ以上自然を減らさず、むしろ自然を増やしていく社会を目指す考え方。森や川、生きものが元気な状態を取り戻し、未来の世代にも豊かな自然を残すことを目的としている。



コラム

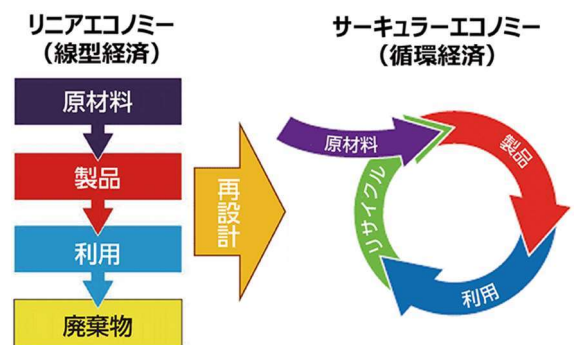
OECM と自然共生サイト

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) は、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に効果的な区域を国際的に認定するしくみです。日本ではこの考え方を具体化するため、企業や自治体、地域住民の取り組みによって自然が守られている里地里山や森林、公園などを「自然共生サイト」として認定しています。これにより、国際的な 30by30 目標（2030 年までに国土の 30%を保全）達成に貢献し、地域の自然と人々の暮らしを両立させる新しい保全モデルが広がっています。なお、市内では「御前崎港久々生海岸里海プロジェクト」（申請者：特定非営利活動法人 Earth Communication）が「自然共生サイト」に認定されています。

2-3 循環型社会

資源投入量や消費量を抑制しつつ、既存資源を最大限に活用することで、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の考え方が注目されています。

循環経済の実現に向け、国内では具体的な施策が推進されてきました。例えば、2019（令和元）年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和 2）年 7 月には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づきレジ袋の有料化が実施されました。加えて、プラスチック資源の循環を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022（令和 4）年 4 月に施行されています。



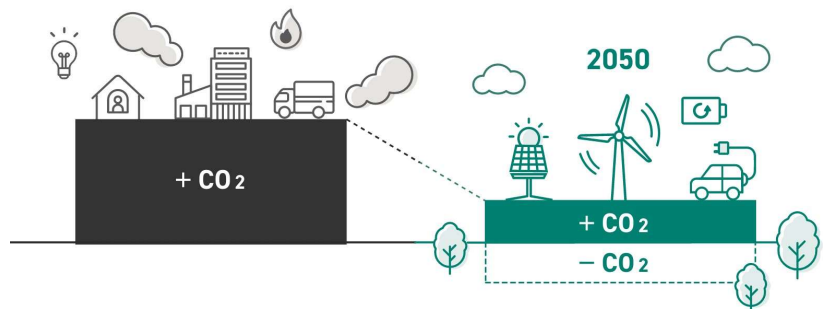
循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方

【資料：環境省】

2-4 脱炭素社会

気候変動対策の国際的な枠組である「パリ協定⁹」は、2016（平成 28）年 11 月に発効しました。これを受け、日本では 2021（令和 3）年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現が同法の基本理念として明確に定められました。また、2025（令和 7）年 2 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度基準で、2030（令和 12）年度に 46%削減、2035（令和 17）年度に 60%削減、2040（令和 22）年度に 73%、2050（令和 32）年度にカーボンニュートラル達成を目標に掲げています。

また、化石燃料依存から脱却し、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへの変革を図る「GX」が広がりをみせています。2023（令和 5）年 6 月には、「GX 推進戦略」の策定、カーボンプライシングや GX 経済移行債の導入といった脱炭素社会の具体的な手法を示す「GX 推進法」が施行されました。



カーボンニュートラルの考え方

【資料：環境省】

⁹ **パリ協定**：温室効果ガス排出量の削減等について定めた国際的な取り決めで、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的としている。全参加国は削減目標を国連に提出して削減を進め、5 年ごとに見直すことが求められている。

第2次御前崎市環境基本計画（中間見直し）の策定までの経緯

年度	御前崎市の動き	環境政策の方向性や社会情勢の動向
～2017 (H29)	「御前崎市環境基本条例」制定(H18.12) 「御前崎市環境基本条例」施行(H19.4.1) 「御前崎市環境基本計画」策定(H22.3)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」「SDGs」採択
2018 (H30)	「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」策定(H31.3)	「パリ協定」発効
2019 (H31/R1)	「第2次御前崎市環境基本計画」策定(R2.3) ※（御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
2020 (R2)	「ゼロカーボンシティ宣言」(R3.2.15)	- 国の「2050年カーボンニュートラル¹⁰実現」宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」閣議決定
2021 (R3)	「御前崎市エネルギービジョン中長期計画」策定(R4.3) 「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定(R4.3)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 「第4次静岡県環境基本計画」策定 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」策定 「第4次静岡県循環型社会形成計画」 「ふじのくにエネルギー総合戦略」策定
2022 (R4)		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 「昆明モントリオール生物多様性枠組」採択 - IPCC¹¹「第6次統合報告書」公表
2023 (R5)	「エネSmileタウン」開設(R6.2)	「GX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法」施行。 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2024 (R6)	「御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想」策定（環境省補助事業）	- 国の「第六次環境基本計画」閣議決定 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「第7次エネルギー基本計画」閣議決定
2025 (R7)	「GX推進課」創設(R7.4) 「第2次御前崎市環境基本計画（中間見直し）」策定(R8.3) ※御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・御前崎市食品ロス削減推進計画を含む	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく「自然共生サイト」認定開始

10 **カーボンニュートラル**：温室効果ガスの排出量から吸収量や除去量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。本市では2021（令和3）年2月15日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050（令和32）年までの実現を目指している。

11 **IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）**：世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われている。

第3節 第2次計画の中間評価

3-1 数値目標の達成状況

第2次計画では、取り組みの方向ごとに複数の数値目標を設定し、目標の進捗管理を図ってきました。ここでは、6つの環境目標ごとに数値目標の現状についてまとめるとともに、2024（令和6）年度の中間目標に対する達成状況を評価しました。

【評価（4段階）】	
目標達成	：達成率 100%以上
★★★	：達成率 80～99%
★★	：達成率 50～79%
★	：達成率 0～49%

取り組みの方向／環境指標		単位	実績		目標		中間目標に 対する実績 評価
			基準	現状	中間	最終	
			2018	2024	2024	2029	
環境目標 1：自然環境の保全と生物多様性の確保							
1	◇ アカウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	人/年	152	581	400	600	目標達成
	◇ 海岸清掃・緑の少年団参加者数	人/年	300	310	300	300	目標達成
	◇ 海岸林整備・ボランティア参加者数	人/年	170	139	200	200	★★
	◇ 海岸部への不法投棄箇所数	箇所/年	3	0	0	0	目標達成
	◇ 河川愛護参加人数	人/年	3,449	3,858	3,500	3,500	目標達成
2	◇ 松食い虫被害海岸林・予防面積	ha/年	55	55	55	55	目標達成
	◇ エコファーマー認定者数	人	30	1	33	36	★
	◇ 遊休農地面積	ha/年	607	502	421	266	★★
	◇ 地域で守る農地面積	ha/年	103	160	200	200	★★★
	◇ 学校給食で使用する食材の地産地消率	%/年	27	24.6	31	33	★★
3	◇ アカウミガメふ化率	%/年	37.8	42	40	50	目標達成
	◇ 飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数 （累計）	件	1,528	1,974	2,100	2,600	★★★
環境目標 2：快適環境の保全と創造							
4	◇ 御前崎市観光客数	人/年	484,586	479,937	537,400	570,400	★★★
	◇ 指定文化財数	件	32	35	35	35	目標達成
	◇ 文化財案内板設置数	基	89	92	92	95	目標達成
5	◇ グリーンバンク申請団体数	団体/年	55	46	55	55	★★★
	◇ ガーデンシティ事業参加数	団体/年	5	5	5	5	目標達成
環境目標 3：安全・安心な生活環境の保全							
6	◇ 公害苦情件数（大気汚染、水質汚濁、 騒音・振動、悪臭）	件/年	13	11	0	0	★
	◇ 公害防止協定（環境保全協定）締結社数	件	40	41	42	45	★★★
7	◇ 臭気指数による基準値超過地点数 （基準値を超過した地点数/測定地点数）	地点/年	4/7	4/7	0/7	0/7	★
	◇ 臭気指数による基準値超過率	%	57.1	57.1	0	0	★
	◇ 市内河川 BOD の B 類型基準超過地点数 （基準値を超過した地点数/測定地点数）	地点/年	9/29	8/29	0/29	0/29	★
	◇ 市内河川 BOD の B 類型基準超過率	%	31.0	27.6	0	0	★
	◇ 生活雑排水処理率	%	83.0	87.9	92.0	96.0	★★★

取り組みの方向／環境指標	単位	実績		目標		中間目標に 対する実績 評価	
		基準	現状	中間	最終		
		2018	2024	2024	2029		
環境目標 4：資源エネルギーの循環的利用							
8	◇ 1人1日当たりごみ排出量	g/日・人/年	941	866	895	850	目標達成
	◇ 給食の残菜率	%/年	2.8	12.3	1.5	1.4	★
	◇ 不法投棄箇所数	箇所/年	68	26	30	0	目標達成
	◇ 不法投棄監視パトロール実施回数	回/年	95	37	95	95	★
	◇ 道路愛護参加人数	人/年	3,199	2,860	3,200	3,200	★★★
	◇ ごみゼロ運動参加人数	人/年	6,057	3,508	7,000	8,000	★★
環境目標 5：地球環境の保全							
9	◇ 市有施設からの温室効果ガス排出量	t-CO ₂	9,112	7,647	8,565	8,110	目標達成
	◇ 新エネ・省エネ機器導入補助件数（累計）	件	2,566	3,063	3,100	3,600	★★★
	◇ 廃食用油回収量	kl/年	549	758	600	660	目標達成
環境目標 6：環境教育・環境保全活動の推進							
10	◇ 環境出前講座参加人数	人	891	1,402	1,091	1,291	目標達成
	◇ アカウミガメ産卵観察会参加者数 ^{*1}	人/年	94	0	300	500	★
	◇ アカウミガメ放流観察会参加者数 ^{*1}	人/年	165	0	300	500	★
	◇ 磯の生物観察会・参加者数	人/年	32	20	40	50	★★
	◇ 青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」参加者数（小学生）	人/年	27	48	40	50	目標達成
	◇ 青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」リーダー数	人/年	8	10	15	20	★★
	◇ 出前講座回数	回/年	0	9	5	10	目標達成
	◇ CATV による情報発信回数	件/年	1	5	2	4	目標達成

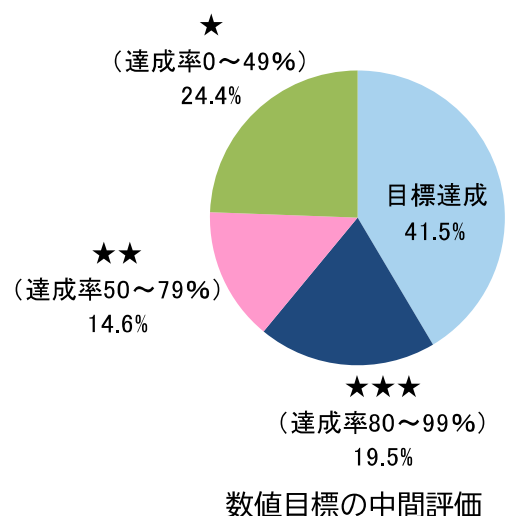
注）「マイバッグ持参率」は、普及率が一定の数値を達していることを確認したため、2024（令和6）年度より調査を終了。

*1 アカウミガメの上陸・産卵頭数、産卵個数及びふ化頭数が減少したため、アカウミガメ保護の観点から、産卵・放流観察会という事業を中止し、ウミガメ保護監視員によるウミガメ保護活動を見学する事業に変更して実施。

3-2 評価の総括と中間見直しへの反映

数値目標の達成状況として、「目標達成」が 41.5%、「★★★（達成率 80～99%）」が 19.5%、「★★（達成率 50～79%）」が 14.6%、「★（達成率 0～49%）」が 24.4% でした。

これらの達成状況や、個別の施策の状況などを踏まえて数値目標の見直しを行い、「第4章 主体別の取り組み」へ反映します。



第4節 計画の基本的事項

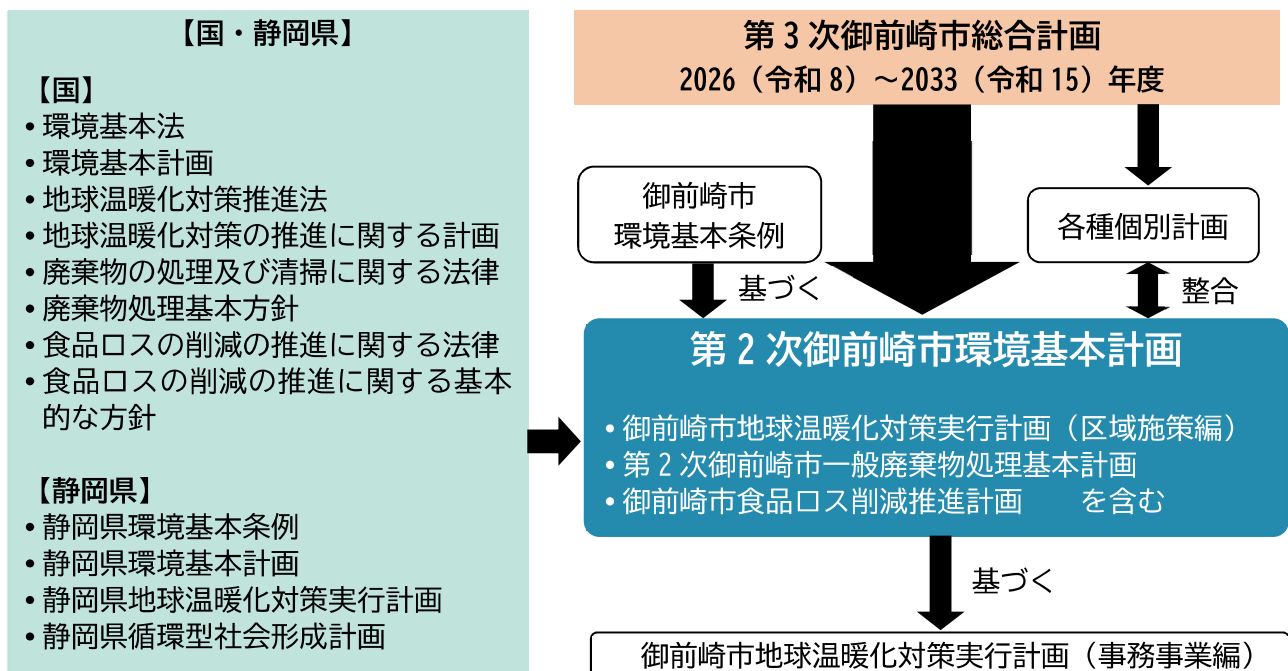
4-1 計画の目的

「第2次御前崎市環境基本計画（中間見直し）」（以下、本計画という。）は、2007（平成19）年4月1日に施行した「御前崎市環境基本条例」第9条に基づいて策定するものです。本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者の取り組みを明らかにすることです。

4-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第3次御前崎市総合計画」を環境面から推進するものとして位置づけ、その他の個別計画とは内容を調整します。「御前崎市環境基本条例」の第9条に基づく計画とし、さらに、「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、区域施策編という。）、「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・食品ロス削減推進計画」を含む計画とします。

また、区域施策編は、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」であり、2050（令和32）年度までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」実現に向けた施策を記載した計画とします。



第2次環境基本計画に含む法定計画

- ①御前崎市環境基本計画【根拠】御前崎市環境基本条例
- ②御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【根拠】地球温暖化対策の推進に関する法律
- ③第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画【根拠】廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ④御前崎市食品ロス削減推進計画【根拠】食品ロスの削減の推進に関する法律

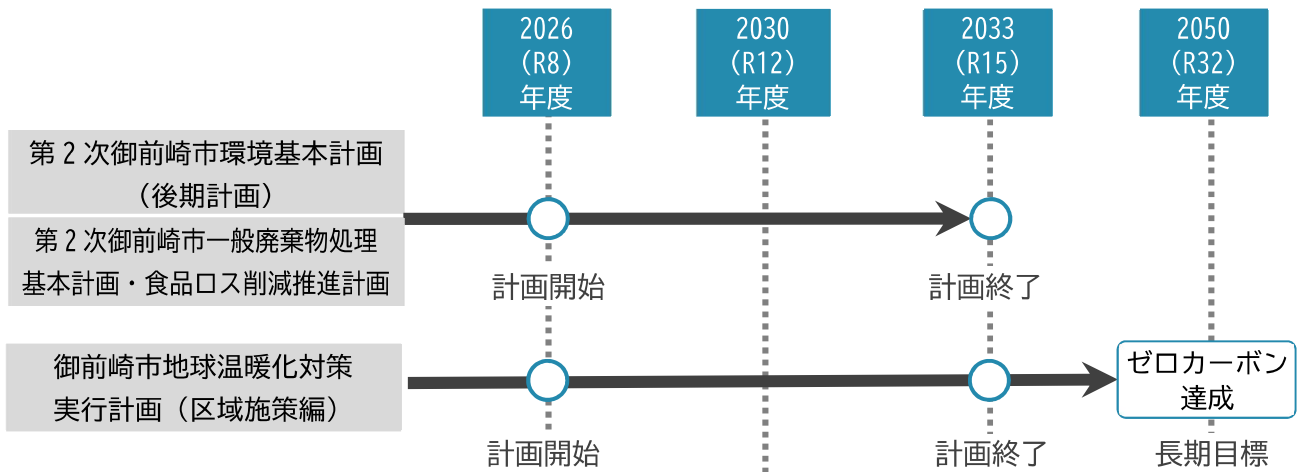
4-3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、御前崎市全域とします。

4-4 計画の期間・目標年度

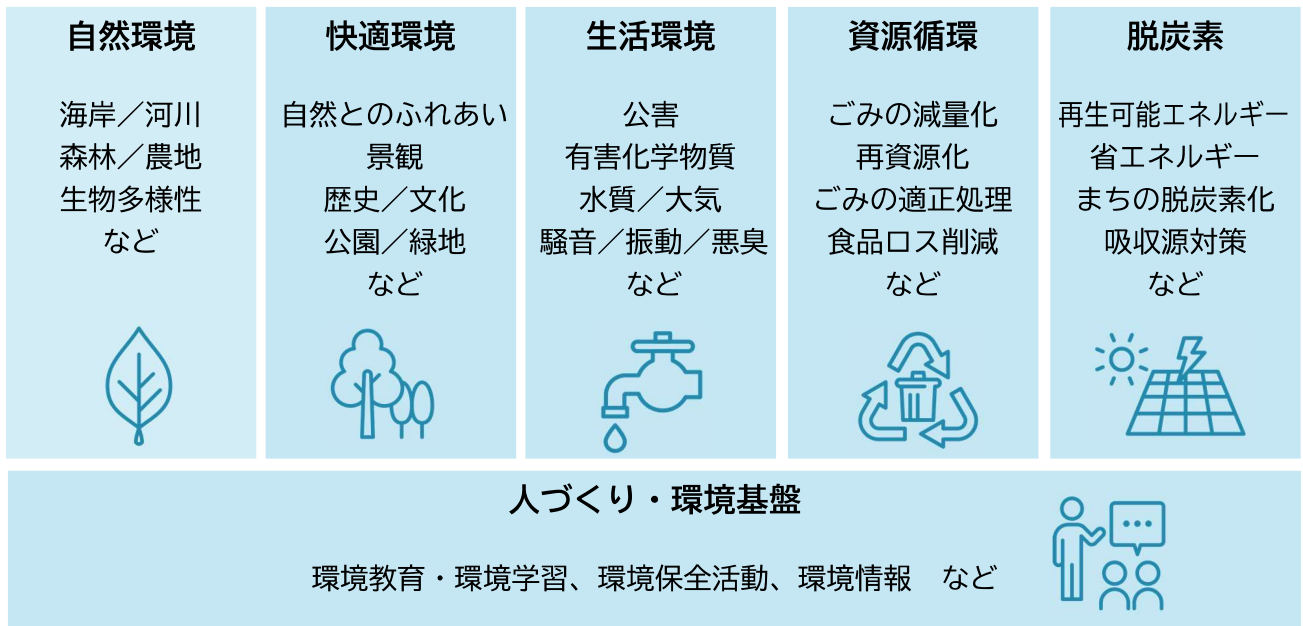
本計画の期間は、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間とし、社会情勢や環境の変化が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。なお、「第2次御前崎市環境基本計画」の計画期間は2029（令和11）年度まででしたが、「第3次御前崎市総合計画」と合わせるため計画期間を変更しました。

区域施策編の目標年度は国の「地球温暖化対策計画」に準じて2030（令和12）年度とします。また、基準年度を2013（平成25）年度、長期の目標年度を2050（令和32）年度とします。



4-5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。



4-6 対象とする温室効果ガスと部門

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、国内の総排出量の約9割を占め、地球温暖化に大きく影響を及ぼす二酸化炭素とします。

対象とする部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、廃棄物分野とします。

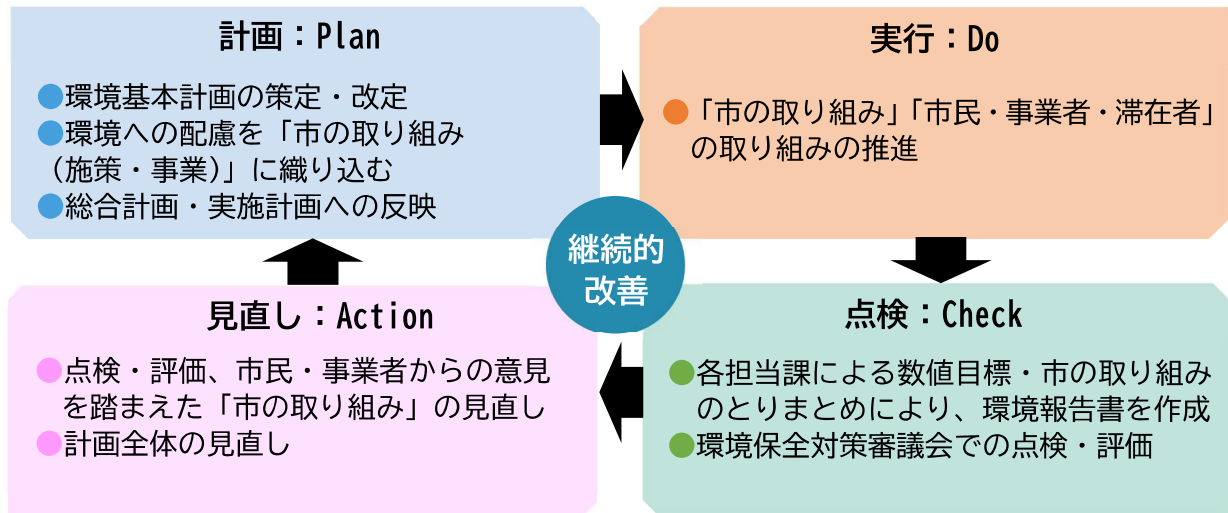
対象とする部門・分野一覧

部門・分野	説明
産業部門	製造業、農林水産業、建設業・鉱業におけるエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも属さない業種におけるエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 ※自家用車からの排出は運輸部門に計上
運輸部門	自動車、鉄道、船舶におけるエネルギー消費による排出
エネルギー転換部門	発電所などにおける自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出
廃棄物分野	廃棄物の焼却処分、埋立処分、排水処理に伴い発生する排出

第5節 計画の進め方

5-1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を継続的に
行う PDCA サイクルで実行します。



5-2 計画の推進主体・組織

●市・市民・事業者・滞在者

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者とします。各主体は、「御前崎市環境基本条例」第4条～第7条に規定されているそれぞれの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していく必要があります。

推進主体	役割
市	市は各種の施策・事業を実施し、本計画の策定及び市の施策・事業の総合的な推進、進行管理を行うとともに、市民・事業者・滞在者の環境保全活動の支援・協力を行います。
市民	市民は地域から地球レベルの環境問題を認識しつつ、日常生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。また、日頃から環境への関心を持ち、子どもたちへ環境教育・環境学習を行うとともに、市が実施する施策への協力も行います。
事業者	事業者は地域の一員として環境の保全に対する社会的責任を認識し、公害の防止や自然環境の保全、廃棄物の適正処理、再生資源の活用など、事業活動に伴う環境負荷を低減します。また、地域活動への参加に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策への協力も行います。
滞在者	滞在者は市が実施する施策・事業への協力をするとともに、本市滞在中にできる限りの環境負荷の低減に向けて努力します。

●環境保全対策審議会

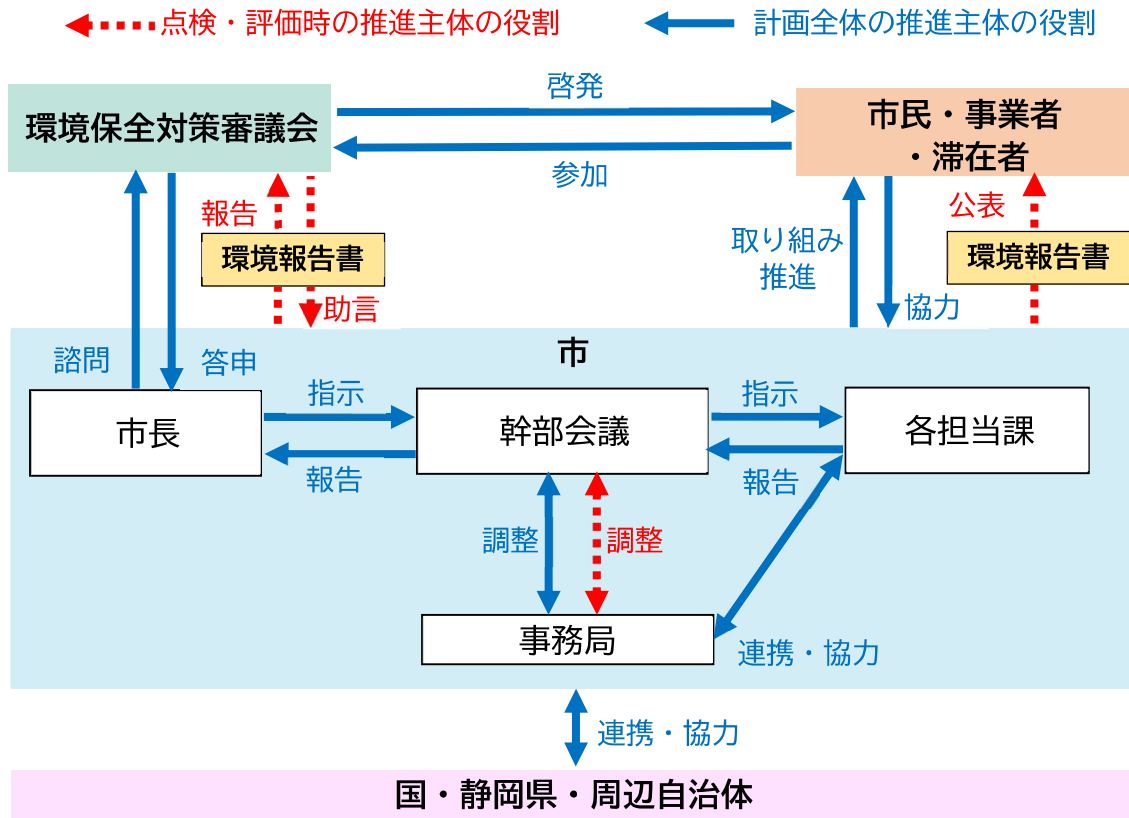
環境保全対策審議会は、「御前崎市環境基本条例」第21条に基づいて設置するものであり、計画策定時には市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議します。

環境保全対策審議会では毎年、環境報告書に基づき数値目標と市の取り組み状況について報告を受け、審議します。

●各担当課・事務局

各担当課は、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の取り組みを着実に実施します。

事務局は各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、様々な環境情報を各主体へ提供します。



5-3 計画の推進方策

●計画の周知・広報

本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版をホームページへ掲載します。さらに、環境に関するイベントや出前講座など、あらゆる場面における広報を心がけます。

●個別計画との調整

本計画は「第3次御前崎市総合計画」をはじめ、市のほかの行政計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、「御前崎市環境基本条例」第10条に規定されているように、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するときには、本計画との整合を図る必要があります。

●計画の評価及び環境報告書の作成・公開

環境の現況や取組について毎年評価するとともに、個別計画との整合や見直しを行います。また、それらを取りまとめた、環境報告書の作成しホームページで公開することにより、市民・事業者・滞在者に対し、十分な情報提供を行います。

第2章 計画の目標

第1節 基本理念

基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者が環境の保全及び創造を推進するに当たって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

「御前崎市環境基本条例」第3条では、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、4つの基本理念を定めています。本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。

【基本理念】

- 健全で恵み豊かな環境の恩恵を受け、良好で快適な環境を将来の世代へ継承する
- 自然環境に恵まれた地域特性を生かして自然と人との共生を確保する
- 持続的発展が可能な社会を構築するために、すべての者が公平な役割分担の下で自主的積極的に取り組む
- すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を積極的に推進する

第2節 望ましい環境像



本計画の上位計画である「第3次御前崎市総合計画」の将来都市像は、「安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎」であり、環境・市民生活分野の基本目標は「人と自然を思いやるまち」です。そのため、本計画ではこの環境・市民生活分野の基本目標を望ましい環境像として掲げます。

基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。

【第3次御前崎市総合計画の将来都市像】

安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎



【第2次環境基本計画（後期）望ましい環境像】

人と自然を思いやるまち

第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、この環境目標のもとに具体的な施策を展開していきます。環境目標は、御前崎市環境基本条例の第8条に示された「施策の基本方針」を踏まえながら以下の6つの柱としました。

環境目標 1 自然環境の保全と生物多様性の確保



本市は、御前崎の岬や美しい砂丘を代表とする豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけではなく、多様な生きものを育む貴重な資源となっています。このような自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性を確保します。

環境目標 2 快適環境の保全と創造



自然とふれあえる環境や公園・緑地、美しい景観、歴史・文化遺産などは、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。このような環境を保全、あるいは新たに創造していくことで、快適な生活空間づくりを推進していきます。

環境目標 3 安全・安心な生活環境の保全



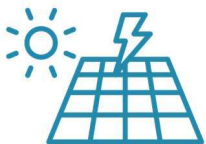
私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ化学物質などによる影響のない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境を保全します。

環境目標 4 資源の循環利用と環境負荷の低減



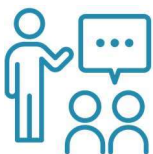
大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な生活を与えてくれましたが、その結果として資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こしました。これからは資源の循環利用を図り、循環型社会の実現を目指します。

環境目標 5 地球温暖化対策の推進



地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを市民一人ひとりが自覚し、脱炭素につながる取り組みを積極的に実践していきます。

環境目標 6 人づくり・環境基盤の整備



環境問題の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを見直すのと同時に、環境保全に向けて積極的に取り組む人づくりが必要です。そのため、市・市民・事業者・滞在者を対象とした環境教育・環境保全活動の推進を図り、人材の育成やそれに伴う環境基盤を整備します。